

フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

環 境 省
経済産業省

1. 説明会の目的

フロン排出抑制法に関する説明会を開催いたします。

本説明会では、管理者に係る事項を中心にフロン排出抑制法全般に関する説明を行います。特に、フロン類算定漏えい量報告・公表制度については、算定・報告方法や、平成 28 年度実績の集計結果から拡充された公表方法、公表結果の分析等についても併せて御説明します。その他、フロン類の漏えい防止対策と省エネ対策等についても御説明する予定です。

2. 説明会の内容（予定）

- ・ フロンを取り巻く動向とフロン排出抑制法の概要
- ・ フロン類算定漏えい量報告・公表制度について
 - 算定・報告方法
 - 集計結果の分析並びに活用方法
- ・ フロン類漏えい防止対策と省エネ対策
- ・ 管理者の冷媒フロン類排出抑制対策の取組状況
- ・ 質疑応答

※会場により、説明の内容が一部異なる場合がございます。

3. 会場・日程（予定）

都市	開催日時	会場
仙台	6/5(火) 14:00～16:00	TKP 仙台南町通カンファレンスセンター 8F ホール 8A
東京	5/23(水) 14:00～16:00	全国都市会館 2F 大ホール
	6/13(水) 14:00～16:00	全日通霞ヶ関ビル 8F 大会議室 A
名古屋	5/29(火) 14:00～16:00	ダイテックサカエ 6F クリエイトホール
大阪	6/8(金) 14:00～16:00	ティーオージー 17F 123 会議室
岡山	6/11(月) 14:00～16:00	岡山コンベンションセンター 1F イベントホール東
熊本	6/1(金) 14:00～16:00	TKP ガーデンシティ熊本 3F ホール

※変更の可能性がございますので、必ず申込みウェブサイトをご確認の上、お申し込みください。

4. 申込要領

下記の申込みウェブサイト（申込みフォーム）よりお申し込みください。※5月7日（月）受付開始予定
<http://www.mri.co.jp/semifuron201805/>

5. お問い合わせ先

フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部内

メール： furon-helpdesk@mri.co.jp

TEL ： 03-6705-6143（平日 09:30～17:30）

事業者のみなさまへ

フロン類算定漏えい量報告・公表制度のお知らせ

環 境 省
経済産業省

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、平成 27 年 4 月から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）に基づき、年間のフロン類の漏えい量が一定量以上の事業者に、その漏えい量等を国に報告していただく制度です。平成 30 年 4 月から平成 29 年度分の報告が始まっており、報告期限は 7 月 31 日(火)までになります。

本お知らせ及び同封資料を御確認の上、報告対象者に該当する場合には、御対応いただくようお願いいたします。なお、詳細については、下記ホームページも併せて御確認ください。

- フロン排出抑制法ポータルサイト
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- 環境省_フロン排出抑制法（平成 27 年 4 月施行）
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/
- 経済産業省 オゾン層保護・温暖化対策
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

具体的な報告方法等については「フロン排出抑制法ポータルサイト」中の「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」を御確認ください。

報告の際には、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用することができる、様式第 2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）もぜひ併せて御報告ください。詳細は本お知らせの 4 ページを御覧ください。

【同封資料】

- ・フロン類算定漏えい量報告・公表制度 パンフレット
- ・フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

お問合せ先

- フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク
株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部内
メール： furon-helpdesk@mri.co.jp
TEL ： 03-6705-6143（平日のみ 09:30～17:30）
- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL ： 03-3581-3351（内線 6753）
- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL ： 03-3501-1511（内線 3711）

フロン排出抑制法及びフロン類算定漏えい量 報告・公表制度の概要

1. フロン排出抑制法

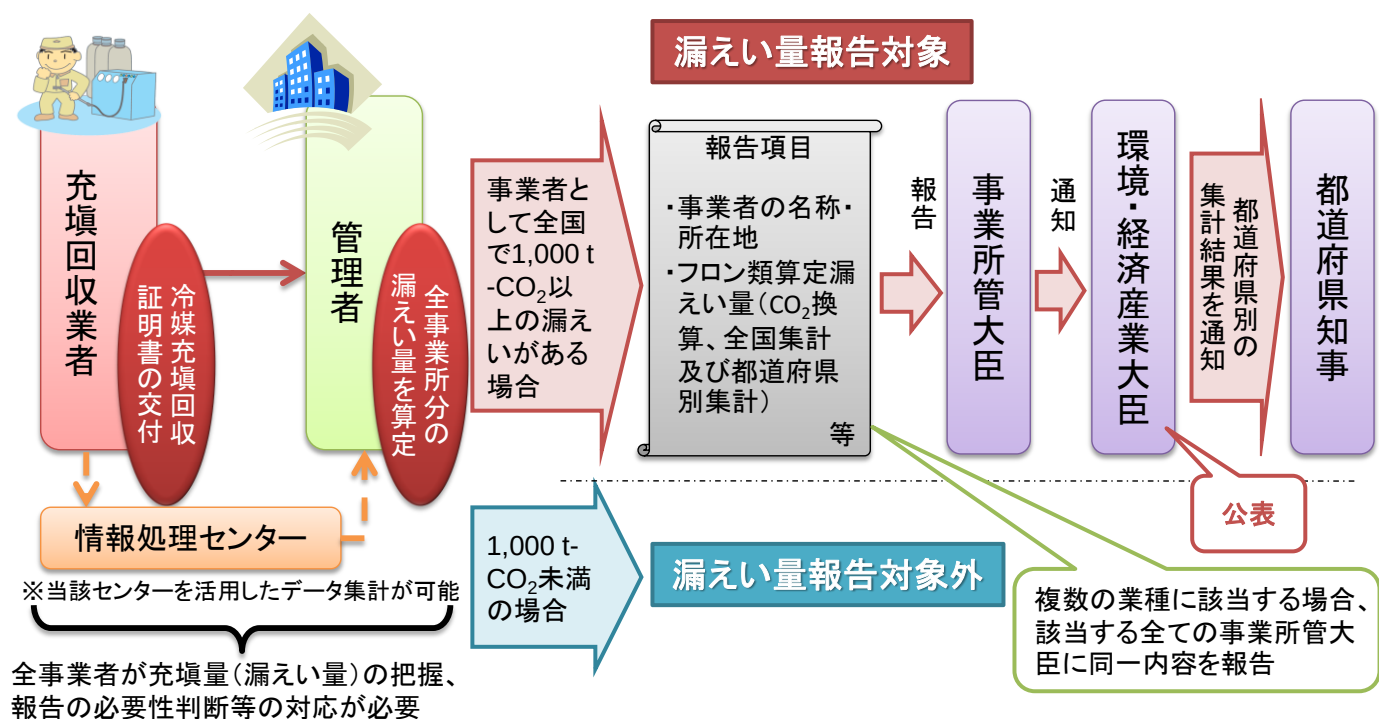
フロン排出抑制法では、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じています。業務用のエアコンディショナーや冷蔵冷凍機器のうち冷媒としてフロン類が充填されているもの※（以下「第一種特定製品」といいます。）の管理者は、以下の4つの事項の遵守が求められています。

※ 自動車リサイクル法対象の自動車に搭載されたカーエアコン（第二種特定製品）を除く。

1. 管理者の判断基準の遵守（簡易点検、定期点検、記録の作成・保存等）
2. フロン類算定漏えい量の報告
3. 整備時のフロン類の充填及び回収の委託等
4. 第一種特定製品の廃棄時のフロン類の回収の委託等

2. フロン類算定漏えい量報告・公表制度

第一種特定製品からのフロン類の漏えい量を算定した結果、年間 1,000t-CO₂ 以上となる場合、その算定漏えい量等を国に報告する必要があります。 国に報告された情報は、環境大臣及び経済産業大臣が集計した上で公表します。



平成 30 年 3 月 23 日に平成 28 (2016) 年度実績の算定漏えい量の集計結果が公表されました。報告結果の概要は以下のとおりです。詳細はフロン排出抑制法ポータルサイトの「集計結果の公表」を御確認ください。

●集計結果の公表 <http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/result.html>

特定漏えい者※1		特定事業所※2	
報告事業者数	445 事業者 (5 事業者減) ※3	報告事業所数	218 事業所 (43 事業所減)
算定漏えい量の合計	219 万 t-CO ₂ (18 万 t-CO ₂ 減)	算定漏えい量の合計	57 万 t-CO ₂ (12 万 t-CO ₂ 減)

※1 特定漏えい者：算定漏えい量の合計が年間 1,000t-CO₂ 以上となる者

※2 特定事業所：特定漏えい者が設置している事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上の事業所

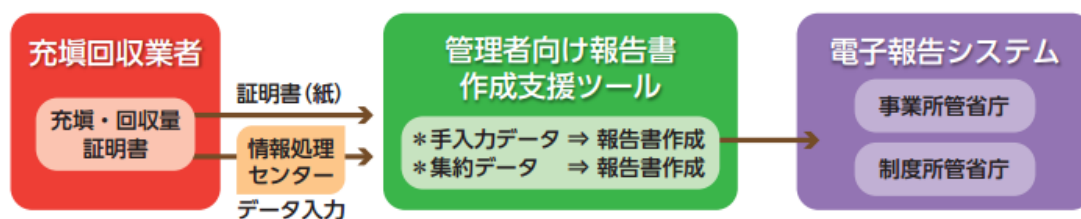
※3 括弧内は対前年度比

(1) 算定漏えい量の算定・報告書の作成

第一種特定製品を整備してフロン類を充填・回収する場合、第一種フロン類充填回収業者から充填証明書・回収証明書が交付されます。証明書を電子的に管理する仕組みである「情報処理センター」を利用していただければ、センターから充填量・回収量が電子的に通知されます。整備時の充填量から整備時回収量を差し引いて算出した漏えい量に、冷媒番号区分ごとの GWP（地球温暖化係数）を乗じることで「フロン類算定漏えい量」を算定します。フロン類算定漏えい量が年間 1,000t-CO₂ 以上となる場合、報告を行う必要があります。

「報告書作成支援ツール」を活用すれば、充填量・回収量の入力や、情報処理センター等の外部データの取り込み結果をもとに簡単に漏えい量を算定し、報告書形式に出力することが可能です。また、出力した報告書データは、電子報告システムにより事業所管省庁に提出することも可能となります。報告書作成支援ツールは以下の URL からダウンロードいただけます。

●算定方法・報告書作成支援ツール http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-2.html



(2) 報告事項及び報告方法

算定漏えい量等を「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」の「様式第 1」へ記載し、報告書を作成します。任意で「様式第 2」も提出できます。詳細は同封したパンフレットの 8-9 ページを御確認ください。

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁（事業所管省庁）の窓口へ提出します。事業者が 2 つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を提出します。提出先については「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」を御確認ください。

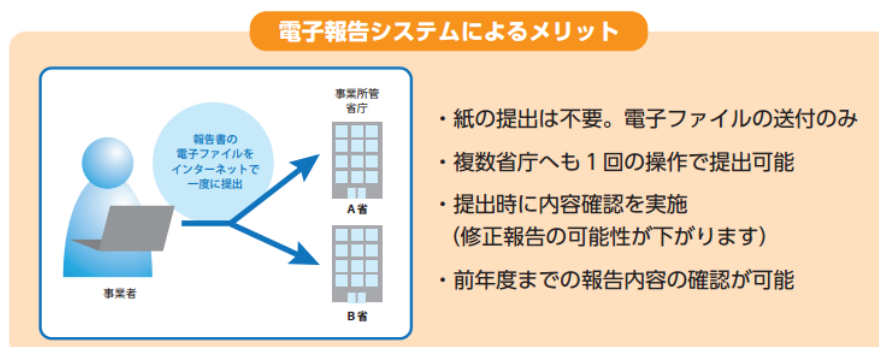
提出は、以下のいずれかの方法で行います。

- ① 書面による提出
- ② 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出
- ③ フロン法電子報告システムによる提出

(3) フロン法電子報告システムを利用した提出

「フロン法電子報告システム」は、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書を電子的に提出するためのシステムです。電子ファイルをアップロードすることにより、報告書を提出することができます。費用負担はございません。紙での提出に比べて、以下のメリットがありますので、積極的な御利用をお願いいたします。電子報告システムの URL や利用方法等の詳細は以下の URL を御覧ください。

●報告方法・電子報告窓口 http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-3.html



報告の際、関連情報（様式第2）を御提供ください！

フロン類算定漏えい量報告・公表制度では、関連情報として様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）を報告することで、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用することができます。報告の際、ぜひ、関連情報を併せて御報告ください。様式第2の提出は、事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します。

平成28年度実績の集計結果では、報告された情報のうち、「3.フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」及び「4.フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」について、記載内容をもとに分類し、公表しました（集計結果の63-118ページに掲載）。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。平成29年度実績の公表では、更に「5.その他の情報」に事業所数や漏えい原因に関する記載があった場合、その内容と集計した結果も公表することを予定しています。

各社の取組を紹介するとともに適切に集計するため、特に上記の内容（フロン類算定漏えい量の削減に関する措置、事業所数、漏えい原因）に関する情報を提供いただける場合、可能な限り下記の「記入方法」に示す方法に従って報告いただくようお願いします。

記入方法

様式第2には、次の5つの欄が設けられており、それぞれについて情報を提供することができます。具体的な記入方法や記入例は、「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」又は下記「関連情報の提供」ページを御覧ください。

●関連情報の提供方法 <http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/provide.html>

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

【記入事項例】フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由、その他増減の状況に関する評価等

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

【記入事項例】自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数・漏えい率、その算定方法等

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

【記入事項例】機器の導入・更新、整備等に関して実施した取組等

※「関連情報の提供」ページに示す「措置の分類」から選択して記載するようお願いします。加えて、具体的な措置を追記することができます。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

【記入事項例】機器の導入・更新に関する取組（ノンフロン機器の導入等）や機器の整備に関する取組等

※「関連情報の提供」ページに示す「措置の分類」から選択して記載するようお願いします。加えて、具体的な措置を追記することができます。

5. その他の情報

【記入事項例】1～4の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報（事業所数、漏えい原因等）

※事業所数に関する情報を提供する場合、算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末の全事業所数を記載してください。続けて事業所種類別の数を記載することもできます。詳細は上記ページを御覧ください。

※漏えい原因に関する情報を提供する場合、「関連情報の提供」ページに示す「漏えい原因の分類」から選択して記載するようお願いします。続けて、その原因による漏えい量や具体的な状況等を記載することもできます。